（　公　印　省　略　）
障第３０３３２－１０００１号
令和６年２月１４日

各障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等
管理者　様

群馬県健康福祉部
障害政策課長　齊藤　猛

**令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における虐待防止・身体拘束適正化への対応について**

平素、本県の障害福祉行政の推進に御理解、御協力賜り感謝申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日厚生労働省令第171号）等の令和３年改正により、虐待防止の義務づけ、身体拘束適正化の徹底に伴う減算措置が設定されており、各障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等におかれましては、日頃から虐待の防止・身体拘束適正化に取り組まれていることと存じます。

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定においては、４月１日から下記のとおり虐待防止・身体拘束適正化措置が見直される見通しとなりましたので、施設・事業所管理者におかれましては、改めて御確認いただき、適切に御対応いただきますようお願いします。

記

**１．障害者虐待防止の推進【全サービス】**

（１）令和４年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して基本報酬を減算する。

（２）指定基準の解釈通知で、「虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めること」や「障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいこと」を明示する。

**≪虐待防止措置未実施減算【新設】≫**
次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の１％を減算する。
①　虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
②　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
③　上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

**２．身体拘束等の適正化の推進**
**【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】**

（１）施設・居住系サービスについて身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から減算額を引き上げる。

（２）訪問・通所系サービスについて減算額を見直す。

**≪身体拘束廃止未実施減算の見直し≫**
**［現　行］**
基準を満たしていない場合に、１日につき５単位を所定単位数から減算する。
**［見直し後］**
（施設・居住系サービス）※１
基準を満たしていない場合に、所定単位数の10％を減算する。
（訪問・通所系サービス）※２
基準を満たしていない場合に、所定単位数の１％を減算する。

**［参　考］身体拘束適正化措置**

① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④ 従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※１ 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※２ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

## ３．参考資料（厚生労働省ホームページ）

（１）令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

ホーム ＞ 政策について ＞ 審議会・研究会等 ＞ 障害保健福祉部が実施する検討会等 ＞ 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム ＞ 令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

（２）障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

ホーム ＞ 政策について ＞ 審議会・研究会等 ＞ 障害保健福祉部が実施する検討会等 ＞ 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

## ４．本通知に係る問合せについて

「お問い合わせ方法に関しての御案内」（令和６年２月８日付け障第 30479-10001 号群馬県健康福祉部障害政策課長通知）のとおり、令和６年２月から５月にかけては、緊急時を除いて以下の質問・相談フォームからお問い合せいただくようお願いいたします。

より多くのお問合せに円滑に対応するため、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

**質問・相談フォームの御案内**

【URL】

https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr

※24 時間受付中

質問時期や内容によっては、少々お時間をいただく場合がございます。
あらかじめご了承ください。

【担当】
支援調整係、地域生活支援係、施設利用支援係